

TRADEMARK ASSIGNMENT

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.1

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	MERGER
EFFECTIVE DATE:	04/15/2003

CONVEYING PARTY DATA

Name	Formerly	Execution Date	Entity Type
Kabushiki Kaisha Square (also known as Square Co., Ltd.)		04/15/2003	CORPORATION: JAPAN
Kabushiki Kaisha Enix (also known as Enix Co., Ltd.)		04/15/2003	CORPORATION: JAPAN

RECEIVING PARTY DATA

Name:	Kabushiki Kaisha Square Enix
Also Known As:	AKA Square Enix Co., Ltd.
Street Address:	3-22-7 Yoyogi, Shibuya-ku
City:	Tokyo
State/Country:	JAPAN
Entity Type:	CORPORATION: JAPAN

PROPERTY NUMBERS Total: 1

Property Type	Number	Word Mark
Serial Number:	75983495	PLAYONLINE

CORRESPONDENCE DATA

Fax Number: (212)536-3901
Correspondence will be sent via US Mail when the fax attempt is unsuccessful.
 Phone: (212) 536-3900
 Email: nytrademarks@klnq.com
 Correspondent Name: Keith E. Danish
 Address Line 1: 599 Lexington Avenue
 Address Line 4: New York, NEW YORK 10022-6030

DOMESTIC REPRESENTATIVE

Name: Kirkpatrick & Lockhart Nicholson Graham

OP \$40.00 75983495

Address Line 1: 599 Lexington Avenue
Address Line 4: New York, NEW YORK 10022-6030

NAME OF SUBMITTER:	Keith E. Danish
Signature:	/keith e. danish/
Date:	09/09/2005

Total Attachments: 29

source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page1.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page2.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page3.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page4.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page5.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page6.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page7.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page8.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page9.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page10.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page11.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page12.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page13.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page14.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page15.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page16.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page17.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page18.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page19.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page20.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page21.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page22.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page23.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page24.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page25.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page26.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page27.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page28.tif
source=NY-#386704-v1-Merger_Documents_for_K_K_Square_Enix_(018263-1_09_08_2005_07_00_22_PM)#page29.tif

Declaration

I, the undersigned, Hiroshi Harada, of Kabushiki Kaisha Square Enix (also trading as Square Enix Co., Ltd.) of 4-31-8 Yoyogi, Shibuya-ku, Tokyo, Japan do hereby solemnly and sincerely declare as follows;

1. That I am well acquainted with the English and Japanese languages and am competent to translate from Japanese to English;
2. That I have executed, with the best of my ability, a true and correct extract translation into English of the attached Articles of Incorporation.

This 29th day of May, 2003

A handwritten signature in cursive script, reading "Hiroshi Harada", written over a horizontal line.

Hiroshi Harada

Articles of Incorporation

KABUSHIKI KAISHA SQUARE

Articles of Incorporation

Chapter 1. General Provisions

(Trade Name)

Section 1. The name of this company is KABUSHIKI KAISHA SQUARE. In English it is expressed as SQUARE CO., LTD.

(The rest is omitted)

定 款

株式会社スクウェア

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社スクウェアと称し、英文では、SQUARE CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータソフトウェア等の企画、制作、販売
2. コンピュータソフトウェア等の運用、保守
3. 各種出版物等の企画、制作、販売
4. 音楽録音物、映像物等の企画、制作、販売
5. キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物、動物等の画像を施した衣料品、文房具、玩具、装身具、化粧品、日用品雑貨等）の企画、制作、販売
6. 著作権、原盤権、商標権、意匠権、特許権の取得及び管理
7. 放送事業
8. 情報通信ネットワークを利用した各種情報の提供
9. テレビ及びラジオ番組、新聞、雑誌、ビデオ及び映画等の企画、制作
10. 広告代理業
11. イベントの企画、実施
12. 芸能タレントのマネジメント業務
13. 飲食店業
14. インターネットを利用したゲーム映像ソフトウェアの提供、販売
15. インターネットを利用した音楽、漫画、占い、スケジュール管理に関するソフトウェアの提供、販売
16. インターネットを利用した広告業務
17. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都目黒区に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、240,787,264株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。

(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行等)

第6条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。

② 当社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。

(株式取扱規則)

第7条 当社の株券の種類、株式又は新株予約権の名義書換、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又は抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取、その他株式又は新株予約権に関する手続き及びその手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(名義書換代理人)

第8条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。

② 当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

③ 当社の株主名簿及び実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又は抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせる。

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

第9条 当社は、毎年4月1日から4月30日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

② 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第10条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。

- ② 定時株主総会において権利を行使すべき株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、毎年3月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された議決権を有する株主とする。
- ③ 株主総会は、本店の所在地若しくは東京都区内においてこれを招集する。

（招集者及び議長）

第11条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

（決議方法）

第12条 当会社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

（議決権の代理行使）

第13条 当会社の株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、株主総会における議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

（員 数）

第14条 当会社の取締役は、10名以内とする。

（選 任）

第15条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- ② 当会社の取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

（任 期）

第16条 当会社の取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第17条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。

② 当社は、取締役会の決議により、取締役社長1名の他、必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。

(取締役会規則)

第18条 当社の取締役会は、法令又は本定款に別段の定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会の定める取締役会規則による。

(招集者及び議長)

第19条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(招集通知)

第20条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(決議の方法)

第21条 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。

(報酬及び退職慰労金)

第22条 当社の取締役の報酬及び退職慰労金は、これを区分して株主総会の決議をもってこれを定める。

(社外取締役との間の責任限定契約)

第23条 当社は、社外取締役との間で、商法第266条第1項第5号の責任につき、金10,000,000円以上のあらかじめ定める金額又は商法第266条第19項各号の定める金額の合計額のいずれか高い額を限度とする契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(員 数)

第24条 当社の監査役は5名以内とする。

(選 任)

第25条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任 期)

第26条 当社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第27条 当社は、監査役の互選により常勤の監査役を置く。

(監査役会規則)

第28条 当社の監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(招集者及び議長)

第29条 当社の監査役会は、監査役会であらかじめ定めた監査役が招集し、議長となる。但し、必要あるときは、他の監査役も招集することができる。

(招集通知)

第30条 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(議決の方法)

第31条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(報酬及び退職慰労金)

第32条 当社の監査役の報酬及び退職慰労金は、これを区分して株主総会の決議を

もってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第33条 当社は、監査役（監査役であったものを含む）の責任につき、取締役会の決議により、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。

第6章 計 算

(営業年度及び決算期)

第34条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。

(利益配当金)

第35条 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主又は、登録質権者に支払う。

(中間配当)

第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主又は登録質権者に、商法293条の5に定める金銭の分配（中間配当という）をすることができる。

(除斥期間)

第37条 当社の利益配当金又は中間配当金が、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払いの義務を免れる。

(附則) 平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第27条中「就任後4年内」とあるを「就任後3年内」と読み替えるものとする。なお、本附則は前記監査役全員が退任したときをもって削除する。

Declaration

I, the undersigned, Hiroshi Harada, of Kabushiki Kaisha Square Enix (also trading as Square Enix Co., Ltd.) of 4-31-8 Yoyogi, Shibuya-ku, Tokyo, Japan do hereby solemnly and sincerely declare as follows;

1. That I am well acquainted with the English and Japanese languages and am competent to translate from Japanese to English;
2. That I have executed, with the best of my ability, a true and correct extract translation into English of the attached Articles of Incorporation.

This 29th day of May, 2003



Hiroshi Harada

Articles of Incorporation

KABUSHIKI KAISHA ENIX

Revised on June 21, 2002

Chapter 1. General Provisions

(Trade Name)

Section 1. The name of this company is KABUSHIKI KAISHA ENIX. In English
it is expressed as ENIX CORPORATION.

(The rest is omitted)

定 款

株 式 会 社 エ ニ ッ ク ス

平 成 1 4 年 6 月 2 1 日 作 成

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社エニックスと称する。英文では ENIX CORPORATION と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューター及び関連機器、消耗品、通信機器、コンピューターソフトウェアの企画、開発、製造、販売、リース並びに輸出入
2. 玩具、文具、装身具、衣料品、家庭用電気機器の企画、開発、製造、販売、リース並びに輸出入
3. 日曜家庭用品の製造、販売、保守、修理、リースに関する業務
4. 印刷及び出版
5. プログラマーの人材派遣
6. 映画、テレビラジオ番組、レコード、ビデオの企画、制作、販売、レンタル並びに輸出入
7. 各種催し物の企画、制作
8. コンピューターのシステムプログラムの設計技術者の養成
9. 遊技場の経営
10. 加工調理食品、和洋菓子の製造、販売及び輸出入
11. コンピューター関連業務の教育指導及び教室の経営
12. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、ソフトウェアの開発、販売、運用、保守
13. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、コンテンツの開発、販売、運用、保守
14. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、情報提供サービス及び情報処理サービス業務の開発、販売、運用、保守
15. インターネット、電話回線等の通信網技術者の育成、派遣
16. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、通信販売
17. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、データの配信、販売
18. インターネット、電話回線等の通信網を利用した、システム開発のコンサルティング
19. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(会 社 の 発 行 す る 株 式 の 総 数)

第 5 条 当 会 社 の 発 行 す る 株 式 の 総 数 は 1 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 株 と す る 。
た だ し 、 消 却 が 行 わ れ た 場 合 に は 、 こ れ に 相 当 す る 株 数 を 減 る も の と す る 。

(1 単 元 の 株 式 の 数)

第 6 条 当 会 社 の 1 単 元 の 株 式 の 数 は 、 1 0 0 株 と す る 。

(単 元 未 満 株 券 の 不 発 行)

第 7 条 当 会 社 は 、 1 単 元 の 株 式 数 に 満 た ない 株 式 (以 下 「 単 元 未 満 株 式 」 と い う) に 係 る 株 券 は 発 行 し ない 。

(株 式 取 扱 規 程)

第 8 条 株 券 の 種 類 、 株 式 の 名 義 書 換 、 質 権 の 登 録 、 信 託 財 産 の 表 示 、 株 主 (実 質 株 主 を 含 む 。 以 下 同 じ 。) と し て の 諸 届 、 株 券 の 再 発 行 、 単 元 未 満 株 式 の 買 取 り 、 そ の 他 株 式 に 関 す る 手 続 き 並 び に 手 数 料 に つ い て は 、 こ の 定 款 に 定 め あ る 場 合 を 除 き 、 取 締 役 会 の 定 め る 株 式 取 扱 規 程 に よ る 。

(名 義 書 換 代 理 人)

第 9 条 当 会 社 は 株 式 に つ い て 名 義 書 換 代 理 人 を 置 く 。

② 名 義 書 換 代 理 人 及 び そ の 事 務 取 扱 場 所 は 、 取 締 役 会 の 決 議 に よ っ て 選 定 す る 。

③ 当 会 社 の 株 主 名 簿 (実 質 株 主 名 簿 を 含 む 。 以 下 同 じ 。) は 、 名 義 書 換 代 理 人 の 事 務 取 扱 場 所 に 備 え 置 き 株 式 の 名 義 書 換 、 質 権 の 登 録 、 信 託 財 産 の 表 示 、 株 券 の 不 所 持 、 株 主 の な す べ き 届 け 出 、 株 券 の 再 交 付 、 単 元 未 満 株 式 の 買 取 り 、 そ の 他 株 式 に 関 す る 事 務 は 、 名 義 書 換 代 理 人 に 取 扱 わ せ 、 当 会 社 に お い て は 、 こ れ を 取 り 扱 わ ない 。

(基 準 日)

第 10 条 当 会 社 は 毎 年 3 月 3 1 日 の 最 終 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 を も っ て 、 そ の 決 算 期 に 関 す る 定 時 株 主 総 会 に お い て 権 利 を 行 使 す る こ と が で き る 株 主 と す る 。

② 当 会 社 は 、 必 要 あ る と き は 、 取 締 役 会 の 決 議 に 基 づ き 、 あ ら か じ め 公 告 し て 、 基 準 日 を 定 め る こ と が で き る 。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 定 時 株 主 総 会 は 、 毎 年 6 月 に 招 集 し 、 臨 時 株 主 総 会 は 、 必 要 に 応 じ こ れ を 招 集 す る 。

(招 集 者 お よ び 議 長)

第 12 条 株 主 総 会 は 、 法 令 に 別 段 の 定 め あ る 場 合 を 除 き 、 取 締 役 会 の 決 議 に 基 づ き 、 取 締 役 社 長 が こ れ を 招 集 し 、 そ の 議 長 と な る 。 た だ し 、 取 締 役 社 長 に 事 故 が あ る と き は 、 あ ら か じ め 取 締 役 会 の 決 議 を も っ て 定 め た 順 序 に よ り 他 の 取 締 役 が こ れ に 代 わ る 。

(決議の方法および議決権の代理行使)

- 第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
- ② 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に代理権を証する書面を提出することを要する。

(株主総会の議事録)

- 第14条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印する。
- ② 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役

(員数)

- 第15条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任)

- 第16条 取締役は、株主総会の決議により、選任する。
- ② 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。
- ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残任期間と同一とする。

(役付取締役および代表取締役)

- 第18条 取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、および取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名を選任することができる。
- ② 取締役社長は、会社を代表する。
- ③ 取締役会の決議をもって第1項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(相談役)

- 第19条 取締役会は、その決議をもって相談役若干名を選任することができる。相談役は、当会社の業務に関し、社長の諮問に応じるものとする。

(報酬および退職慰労金)

- 第20条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

第 5 章 取締役会

(取締役会の権限)

第 21 条 当会社の業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもってこれを決定する。

(取締役会の招集)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して送る。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

③ 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(取締役会の決議)

第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数の賛成をもってこれをなす。

(取締役会の議事録)

第 24 条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長および出席した取締役並びに監査役が、これに記名捺印する。

② 取締役会の議事録は 10 年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規程による。

第 6 章 監査役

(員数)

第 26 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選任)

第 27 条 監査役は、株主総会の決議により、選任する。

② 前項の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 28 条 監査役の任期は、就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第 29 条 監査役は、その互選により常勤監査役を定める。

(報酬および退職慰労金)

第 30 条 監査役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議により定める。

第7章 監査役会

(監査役会の招集)

第31条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

② 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

③ 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(監査役会の決議)

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き監査役の過半数の賛成をもってこれをなす。

(監査役会の議事録)

第33条 監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役が、これに記名捺印する。

② 監査役会の議事録は10年間本店に備え置く。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規程による。

第8章 計 算

(営業年度および決算期)

第35条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末を決算期とする。

(利益配当金)

第36条 利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。

(中間配当金)

第37条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第38条 利益配当金および中間配当金がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

② 未払の利益配当金および中間配当金に対しては利息をつけない。

附 則

平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第28条中「就任後4年内」とあるを「就任後3年内」と読み替えるものとする。

Declaration

I, the undersigned, Hiroshi Harada, of Kabushiki Kaisha Square Enix (also trading as Square Enix Co., Ltd.) of 4-31-8 Yoyogi, Shibuya-ku, Tokyo, Japan do hereby solemnly and sincerely declare as follows:

1. That I am well acquainted with the English and Japanese languages and am competent to translate from Japanese to English;
2. That I have executed, with the best of my ability, a true and correct extract translation into English of the attached Articles of Incorporation.

This 29th day of May, 2003



Hiroshi Harada

Articles of Incorporation

KABUSHIKI KAISHA SQUARE ENIX

Created on April 1, 2003

Chapter 1. General Provisions

(Trade Name)

Section 1. The name of this company is KABUSHIKI KAISHA SQUARE ENIX.
In English it is expressed as SQUARE ENIX CO., LTD.

(The rest is omitted)

定 款

株 式 会 社 ス ク ウ ェ ア ・ エ ニ ッ ク ス

平 成 1 5 年 4 月 1 日 作 成

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社スクウェア・エニックスと称する。英文では
S Q U A R E E N I X C O . , L T D . と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- 1 . コンピューター及び関連機器、消耗品、通信機器、コンピューターソフトウェア等の企画、開発、製造、制作、販売、運用、保守、リース並びに輸出入
- 2 . 玩具、文具、装身具、日用家庭用品、衣料品、家庭用電気機器の企画、開発、製造、販売、リース並びに輸出入
- 3 . 印刷及び出版、各種出版物の企画、制作、販売
- 4 . プログラマーの人材派遣
- 5 . 映画、テレビラジオ番組、レコード、ビデオの企画、制作、販売、レンタル並びに輸出入
- 6 . 各種催し物及びイベントの企画、制作、実施
- 7 . 遊技場の経営
- 8 . インターネット、電話回線等の通信網を利用した、ソフトウェアの企画、製造、開発、販売、運用、保守、レンタル並びに輸出入
- 9 . インターネット、電話回線等の通信網を利用した、コンテンツの企画、制作、開発、販売、運用、保守、レンタル並びに輸出入
- 1 0 . インターネット、電話回線等の通信網を利用した、情報提供サービス及び情報処理サービス業務の開発、販売、運用、保守
- 1 1 . インターネット、電話回線等の通信網技術者の育成、派遣
- 1 2 . インターネット、電話回線等の通信網を利用した、通信販売
- 1 3 . インターネット、電話回線等の通信網を利用した、データの配信、販売
- 1 4 . インターネット、電話回線等の通信網を利用した、広告業務
- 1 5 . 音楽録音物、映像物等の企画、制作、販売
- 1 6 . 著作権、原盤権、商標権、意匠権、特許権の取得及び管理
- 1 7 . 放送事業
- 1 8 . 情報通信ネットワークを利用した各種情報の提供
- 1 9 . 広告代理業
- 2 0 . 芸能タレントのマネジメント業務
- 2 1 . 飲食店業
- 2 2 . 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(会 社 の 発 行 す る 株 式 の 総 数)

第 5 条 当 会 社 の 発 行 す る 株 式 の 総 数 は 3 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 株 と す る 。
た だ し 、 消 却 が 行 わ れ た 場 合 に は 、 こ れ に 相 当 す る 株 数 を 減 る も の
と す る 。

(1 単 元 の 株 式 の 数)

第 6 条 当 会 社 の 1 単 元 の 株 式 の 数 は 、 1 0 0 株 と す る 。

(単 元 未 満 株 券 の 不 発 行)

第 7 条 当 会 社 は 、 1 単 元 の 株 式 数 に 満 た な い 株 式 (以 下 「 単 元 未 満 株 式 」 と
い う) に 係 る 株 券 は 発 行 し な い 。

(株 式 取 扱 規 程)

第 8 条 株 券 の 種 類 、 株 式 の 名 義 書 換 、 質 権 の 登 録 、 信 託 財 産 の 表 示 、 株 主
(実 質 株 主 を 含 む 。 以 下 同 じ 。) と し て の 諸 届 、 株 券 の 再 発 行 、 単
元 未 満 株 式 の 買 取 り 、 そ の 他 株 式 に 関 す る 手 続 き 並 び に 手 数 料 に つ
い て は 、 こ の 定 款 に 定 め あ る 場 合 を 除 き 、 取 締 役 会 の 定 め る 株 式 取
扱 規 程 に よ る 。

(名 義 書 換 代 理 人)

第 9 条 当 会 社 は 株 式 に つ い て 名 義 書 換 代 理 人 を 置 く 。

② 名 義 書 換 代 理 人 及 び そ の 事 務 取 扱 場 所 は 、 取 締 役 会 の 決 議 に よ っ て
選 定 す る 。

③ 当 会 社 の 株 主 名 簿 (実 質 株 主 名 簿 を 含 む 。 以 下 同 じ 。) は 、 名 義 書
換 代 理 人 の 事 務 取 扱 場 所 に 備 え 置 き 株 式 の 名 義 書 換 、 質 権 の 登 録 、
信 託 財 産 の 表 示 、 株 券 の 不 所 持 、 株 主 の な す べ き 届 け 出 、 株 券 の 再
交 付 、 単 元 未 満 株 式 の 買 取 り 、 そ の 他 株 式 に 関 す る 事 務 は 、 名 義
書 換 代 理 人 に 取 扱 わ せ 、 当 会 社 に お い て は 、 こ れ を 取 り 扱 わ な い 。

(基 準 日)

第 10 条 当 会 社 は 毎 年 3 月 3 1 日 の 最 終 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株
主 を も っ て 、 そ の 決 算 期 に 関 す る 定 時 株 主 総 会 に お い て 権 利 を 行 使 す
る こ と が で き る 株 主 と す る 。

② 前 項 の 規 定 に か か わ ら ず 、 取 締 役 会 は 、 あ ら か じ め 公 告 し て 、 こ れ と 異 な る 日 現 在 の 株
主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 を も っ て 、 そ の 決 算 期 に 関 す る 定 時 株 主 総 会 に お
い て 権 利 を 行 使 す る こ と が で き る 株 主 と す る 。

③ 当 会 社 は 、 臨 時 株 主 総 会 を 開 催 す る に あ た り 、 必 要 あ る と き は 、 取 締
役 会 の 決 議 に 基 づ き 、 あ ら か じ め 公 告 し て 、 基 準 日 を 定 め る こ と が で
き る 。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 定 時 株 主 総 会 は 、 毎 年 6 月 に 招 集 し 、 臨 時 株 主 総 会 は 、 必 要 に 応 じ
こ れ を 招 集 す る 。

② 株 主 総 会 は 、 本 店 の 所 在 地 ま た は 東 京 都 区 内 に お い て こ れ を 招 集 す る 。

(招集者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法および議決権の代理行使)

第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合には、総会毎に代理権を証する書面を提出することを要する。

(株主総会の議事録)

第14条 株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印する。

- ② 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役

(員数)

第15条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任)

第16条 取締役は、株主総会の決議により、選任する。

- ② 前項の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第17条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。

- ② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残任期間と同一とする。

(役付取締役および代表取締役)

第18条 取締役会の決議をもって、取締役会長1名、取締役副会長1名、取締役社長1名、および取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名を選任することができる。

- ② 取締役社長は、会社を代表する。
- ③ 取締役会の決議をもって第1項の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(相談役)

第19条 取締役会は、その決議をもって相談役若干名を選任することができる。相談役は、当会社の業務に関し、社長の諮問に応じるものとする。

(報酬および退職慰労金)

第20条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

第 5 章 取締役会

(取締役会の権限)

第 21 条 当社の業務執行上重要な事項は取締役会の決議をもってこれを決定する。

(取締役会の招集)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

② 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

③ 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(取締役会の決議)

第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数の賛成をもってこれをなす。

(取締役会の議事録)

第 24 条 取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、議長および出席した取締役並びに監査役が、これに記名捺印する。

② 取締役会の議事録は 10 年間本店に備え置く。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか取締役会において定める取締役会規程による。

(社外取締役の責任免除)

第 25 条の 2 当社は、商法第 266 条第 19 項の規定により、社外取締役との間に、同条第 1 項第 5 号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10,000,000 円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章 監査役

(員 数)

第 26 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(選 任)

第 27 条 監査役は、株主総会の決議により、選任する。

② 前項の選任決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了する。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第29条 監査役は、その互選により常勤監査役を定める。

(報酬および退職慰労金)

第30条 監査役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議により定める。

第7章 監査役会

(監査役会の招集)

第31条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

② 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

③ 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開くことができる。

(監査役会の決議)

第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き監査役の過半数の賛成をもってこれをなす。

(監査役会の議事録)

第33条 監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載し、出席した監査役が、これに記名捺印する。

② 監査役会の議事録は10年間本店に備え置く。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の責任免除)

第34条の2 当会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。

第8章 計 算

(営業年度および決算期)

第35条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末を決算期とする。

(利益配当金)

第36条 利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。

(中間配当金)

第 37 条 当 会 社 は、 取 締 役 会 の 決 議 に よ り、 毎 年 9 月 3 0 日 の 最 終 の 株 主 名 簿 に 記 載 ま た は 記 録 さ れ た 株 主 ま た は 登 録 質 権 者 に 対 し、 中 間 配 当 を する こと が で き る。

(配当金の除斥期間等)

第 38 条 利 益 配 当 金 お よ び 中 間 配 当 金 が そ の 支 払 開 始 の 日 か ら 満 3 年 を 経 過 し て も 受 領 さ れ ない と き は、 当 会 社 は そ の 支 払 義 務 を 免 れ る。

② 未 払 の 利 益 配 当 金 お よ び 中 間 配 当 金 に 対 し て は 利 息 を つ け ない。

附 則

平 成 1 5 年 3 月 期 に 関 す る 定 時 株 主 総 会 終 結 前 に 在 任 す る 監 査 役 の 任 期 に つ い て は、 第 28 条 中 「 就 任 後 4 年 内 」 と あ る を 「 就 任 後 3 年 内 」 と 読 み 替 え る も の と す る。

以上原本と相違ないことを証明する

平成 年 月 日

東京都渋谷区代々木四丁目31番8号

株式会社 スクウェア・エニックス

代表取締役社長 和田 洋 一